

(別紙) V J 事業評価のための「個別事業」の分類

個別事業	概要	区分の注意事項等
11 旅行会社招請	海外の旅行会社等(教育機関を含む)の関係者を国内に招請して国内観光地の視察を行うことで、訪日ツアーの造成・販売を促進する事業。外国人観光客を直接に誘客することを目的とする。通常は、招請の一環で商談会を行う。	メディアを同時に招請する場合は「41 メディア招請」として区分する。 招請と一体に国内で開催される商談会は次項の「12 商談会」とはしない。 視察がなく商談会のみ招請も含む。
12 旅行商談会	海外の旅行会社等の関係者(教育機関を含む)を招集して商談会を開催し、訪日ツアーの造成・販売を促進する事業。外国人観光客を直接に誘客することを目的とする。原則として、海外での開催。参加者を招請する場合は、視察ツアーが含まれなくても「11旅行会社招請」とする。	原則として、海外で開催される商談会とする。 国内で開催する商談会で、招請を事業費に含まない場合を含む。 メディアを同時に招く場合は「42 コンファレンス」を区分する。
2 商品広告	特定の訪日ツアー商品の販売支援のために、外国人へ向けて広告を行う事業。外国人観光客を直接に誘客することを目的とする。ツアー商品の宣伝であっても、直接的な誘客までは目的としない事業は「3 広告サービス」とする。	旅行商品の広告が含まれていても観光地のPRやイメージアップ等が主目的で販売・送客を直接の目的としない場合は「3 広告サービス」とする。 誘客の効果(外客数)が把握できない場合も「3 広告サービス」とする。
3 広告サービス	海外メディア等に直接に費用を支払って、日本全体や国内観光地、訪日ツアー等の広告宣伝を行う事業。マスメディア以外のWeb広告、野外広告等を含む。	特定の旅行商品の広告宣伝を行い、ツアーの販売・送客の成果が確認されるものは「2 商品広告」とする。
41 メディア招請	海外のメディア関係者を国内に招請し、国内観光地の視察等の取材支援を行うことで、日本や国内観光地のイメージアップ、訪日ツアーのPR等の報道を実現する事業。「3 広告サービス」とは異なり、報道のための費用は支払わない。	旅行関係者(教育機関含む)を同時に招請する場合は旅行関係者分を「11 旅行会社招請」として区別する。 マスメディアでなくとも各種の情報発信に関わる人物を招請する場合は該当し、インターネットに記事を掲載するブロガー等も含まれる。
42 コンファレンス(メディア対象)	海外でメディアを対象に説明会等を開催し(情報提供)、日本や国内観光地のイメージアップ、訪日ツアーのPR等の報道を実現する事業。特別な場を設けた説明会でなくても、イベント出展の際のマスコミへのPR等を含む。	「12 旅行商談会」「6 イベント」等と同時に行う場合は、これらと区分する。
51 インターネット(Web製作・運営)	日本や国内観光地、訪日ツアー等に関する情報提供のために、外国人向けのインターネットWebページを製作し運営する事業。既存のWebページに掲載する場合は、「3 広告サービス」とする。	主要部分がV J 事業以外の費用により製作され管理されているWebサイトにVJ事業によるページを追加する場合は「3 広告サービス」とする。 国内分は「83 国内インターネット」とする。
52 印刷物・映像等	海外での配布を目的としたパンフレット、ガイドブック、DVD等のツールを製作する事業。原則として、新規のツール。国内での配布のみを目的としたものは含まない。	国民・国内関係者向けの事業は「84国内印刷物等」とする。
6 イベント(出展・参加・開催)	外国人旅行者を対象とした旅行博・イベント(原則、海外で開催)への出展・参加または独自に開催する事業。国内で開催されるイベントの場合は、外国人向けの部分のみを対象とする。旅行会社やメディアへのPRは、「12旅行商談会」「7代理教育」「42コンファレンス」として区分する。	同時に行う商談会は「12 旅行商談会」として区分する。また、メディアに取材・報道を要請する場合は「42 コンファレンス」として区分する。

7 代理店教育	海外の旅行会社等（教育機関を含む）の担当者を対象に、訪日ツアーの造成・販売につなげるための説明会等を開催する事業。情報提供や交流を直接の目的とし、訪日ツアーの造成・販売までは目的としない。	対象市場旅行会社等の担当者の研修として、セミナー等を開催する事業。（ツアーの造成を直接の目的としない。） イベント参加の際に現地の旅行会社を訪問する場合などを含む。
81国内広告 82国内メディア 83国内インターネット 84国内印刷物等 85国内イベント 86 国内教育研修	日本国内の旅行関係者、一般の人を対象にした意識啓発事業。外国人観光客の受入体制を充実させることを目的とする。	国民向けの広告、報道、情報提供を目的とすること。 国内観光関係者等への情報提供を目的とすること。 国民・国内観光関連業者等を対象としたイベント、啓発であること。 国内で開催された外国人向けのイベントは「6 イベント」とする。